

1月号 おおもり 青色便り

No.0682

一般社団法人 大森青色申告会

令和5.1.1

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。ご家族おそろいでお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は役員をはじめ会員の皆様の深いご理解とご協力により、また、関係団体のご支援を賜りお陰をもちまして当会の諸事業も順調に運営することが出来ました事を厚く御礼申し上げます。長期間にわたるコロナ禍での色々な制限の中での生活、お疲れになったことだと思います。また皆様のご理解ご協力のおかげもあり当会でのクラスター等発生もなく、令和3年分確定申告期間においても円滑に相談業務を終えることができた大変嬉しく思っております。これからも感染対策並びに繁忙期に向け会員の皆様が安心してお越しいただけるよう努めてまいります。

さて、本年は10月よりインボイス制度が施行されます。インボイス制度に関する登録申請については令和5年3月31日に期限が迫っております。登録をお考えの方は提出忘れのないよう十分にご注意いただき、また、電子帳簿保存法の制度改正についても、令和6年1月以降からは電子取引データの保存等、帳簿関係書類の保存の方法が変化するなど会員の皆様もご対応に追われ大変な時期かと存じます。今後も会報などで各制度について、お知らせを掲載してまいりますので必ずお読みいただけるようお願いいたします。また、会報等でご

不明なことがあれば個別相談をご利用いただき、制度に関するご不安など解消していただければと思います。

あと1ヶ月ほどで当会では確定申告期を迎えますが、「正しい申告・納税」と「早期提出」をモットーとし皆様に告知しております。会員の皆様も準備作業で忙しいと思います。2月1日より3月9日まで確定申告の相談を予約制で行います。先着順受付期間は3月10日から14日までとなり、大変混雑が予想されますので予約受付期間をご利用いただき「早期提出」にご協力いただきたいと思います。

「確定申告のご案内」を12月上旬に送らせていただきましたが、たくさんの方が資料が同封されており、同封書類一式には「確定申告書の下書き用」「決算書控え下書き用」「月別集計表」「消費税集計表」等がございますが、すべてが必要なものではありませんが、皆様の事業に合わせてご利用いただければと思います。なお、最後のページにある「事前確認資料」につきましては確定申告相談でお越しいただく際には必ずご記入したものを持参していただければ幸いです。また昨年同様「確定申告のご案内」に同封させていただきましたが、本年も決算カンパのご協力をお願いすることとなりました。ご理解の程をお願い申し上げます。

最後に、会員並びに会員の皆様のご健康と事業のご繁栄を祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

会長 徳永洋昭

謹賀新年

本年もよろしく
お願いいたします

会長	徳永洋昭
副会長	曾根健幸
理事	杉原敬治、中村佳武、守屋昭敬、田中佳武、桜井功男、吉田弘高、金子登志夫、山崎栄一、田中信子、田中節子、中里裕勝、林里裕昭、千原靖男、毛利高治、慶野利高、片野裕子、塚本晴生、北川正枝、伊沢千重子、日谷レイ子、森永優一郎、斎藤康一郎
監事	「」
事務局長	「」
(一社)大森青色申告会	職員一同



～ 青色共済にご加入中の皆様へ～

当会で取り扱っている「青色共済」につきまして、令和3年2月より新型コロナウイルス感染症に罹患され、自宅または宿泊施設等で療養された場合でも入院見舞金を給付する特別措置を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症に関する全件届出が見直されたこと、および予想をはるかに上回る給付が行われたことによる本部共済会財政への影響を鑑み、**令和4年12月9日をもってこの特別措置を終了することとなりました。**

よって、令和4年12月10日以降に開始する自宅・宿泊施設等での療養は入院見舞金の給付対象外となりますので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

なお、医療機関に入院された場合は給付対象となります。

令和4年12月12日(月)新井宿会館にて午前10時より、「理容組合大森ブロック税務講習会」が開催されました。日谷副部長の司会進行により、徳永洋昭部長挨拶があり大森税務署個人課税部門古橋上席を講師にお迎えし、講習会がスタートした。



内容は、

- ①令和4年度税制改正について
- ②確定申告書の作成について
- ③インボイス制度及び電子帳簿法制度について
- ④その他

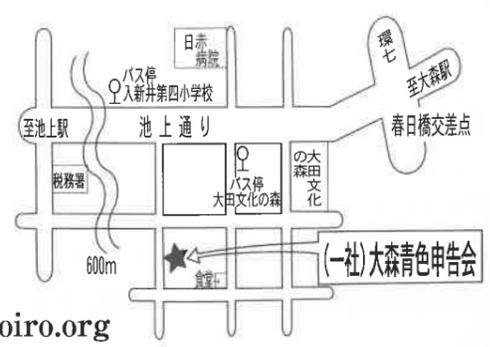
参加者は、12名であった。

◆年始の営業について

令和5年1月10日(火)午前9時から始業いたします。
当会報12月号1ページで年末調整のご相談を1月7日(金)からと記載してありましたが誤りです。正しくは1月10日(火)からとなります。訂正しお詫び申し上げます。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-airo.org>



無料法律・保険相談
休止のお知らせ
繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談、保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定です。是非ご利用下さい。

◎ 事務局から大切なご案内 ◎

◆大森税務署の署外会場(池上会館)でのご対応について

当会では、確定申告期に大森税務署の署外会場(池上会館)にて、青色コーナーを設けておりますが、青色コーナーでは、会員の皆様のご相談はお受けできません。会員の方は、必ず当会事務局へお越しくださいますようお願い申し上げます。なお、当会での確定申告個別相談スケジュールは下記のとおりです。

- 予約制** 令和5年2月1日(水)～同年3月9日(木)
※土日祝を除きますが、2月18日、25日、3月4日の土曜日は午前中のみ営業しております。
- 先着順** 令和5年3月10日(金)～同年3月14日(火)
※日祝を除きます。3月11日の土曜日は午前中のみ営業しております。
※受付時間は、午前9時～午後3時30分までです(土曜日は午前11時まで)。

◆会計ソフトをご利用されている方へ(デスクトップアプリを推奨しています。)

- ・「やよいの青色申告」または「弥生会計」のダウンロード版(ROM版)をご利用している方であれば、USBメモリ等のデータやノートPCを確定申告相談時にご持参ください。
- ・上記以外のソフト(弥生オンライン含む)をご利用している方は、そのソフトが入っているPCと、オンライン版(クラウド版)の方はWi-Fi等のネット環境もご用意くださいますようお願いいたします。なお、当会ではフリーWi-Fiをご用意しておりますが、混雑等で上手く動作しない場合がございますので予めご了承ください。
- ・会計ソフトをご利用している方であっても、記帳(入力)が出来ていないものや、誤りが多い場合は、65万円または55万円の青色申告特別控除を適用することが出来ません。必ず、確定申告期前に事前相談へお越しくださいますようお願いいたします。(マイナンバーカードをお持ちでない場合や、パスワードをお忘れの場合も65万円控除はできません。)

◆決算確定申告相談について

12月2日(金)に『確定申告期のご案内』を、ゆうメールにてお送りしております。本紙会報をご覧になっている時点で未着の場合、または新規入会者等でお手元にお持ちでない場合は、恐れ入りますが当会事務局までお電話くださいますようお願い申し上げます。TEL03-3771-8859(再郵送はしてありません。)

◆事務局閉鎖について

令和5年1月31日(火)は、確定申告期に伴うレイアウト変更や動作チェックのため、事務局を閉めさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

◆令和5年1月～3月の確定申告相談以外のご相談について

- ①インボイスに係る登録申請等のご相談・・・令和5年1月10日(火)～同年1月30日(月)まで
- ②年末調整の個別相談会・・・・・・・・・・令和5年1月10日(火)～同年1月20日(金)まで
- ③新規入会者の個別相談・・・・・・・・・・令和5年1月10日(火)～同年1月30日(月)まで
- ④消費税の確定申告相談会・・・・・・・・・・令和5年3月22日(水)～同年3月31日(金)まで

※①、②、③は予約制、④は先着順です。お間違えの無いようご注意願います。
※上記①～④は土日祝日を除きます。



「新年のご挨拶」

大森税務署長 潮見宏文

新年明けまして、おめでとございます。令和5年の年頭に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。旧年中は、徳永会長をはじめ一般社団法人大森青色申告会の皆様には、日々の業務や会活動等でご多忙のところ、税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なるご支援を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。さて、昨年を振り返りますと、商店街での街歩き、OTAふれあいフェスタでの税金クイズ、納税表彰式など、各種行事を3年ぶりに行うことができ、大変嬉しく存じます。まもなく、令和4年分の所得税・個人消費税及び贈与税の確定申告の時期となります。本年も池上会館西館において、入場整理券等による感染防止対策を十分に講じた上で申告書作成会場を開設します。会場内には「青色コーナー」を本年も設置致しますので、記帳・帳簿等保存義務の説明、決算書等の作成指導等にご協力を賜りますようお願いいたします。大森税務署といたしましては、確定申告の最重要課題として、e-Taxの利用拡大を目指しており、特に申告書作成会場では、スマートフォンによる申告書作成を推進する予定です。で、会員の皆様をはじめ、そのご家族



や従業員の皆様で申告を行う方がいらっしゃるかもしれません。スマートフォンを利用した申告をよろしくお願いいたします。また、ダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付の利用拡大を図る観点から、特に個人事業者の方には振替納税を積極的にご利用いただきますようお願いいたします。なお、インボイス制度が本年10月から実施されますので、課税事業者、免税事業者にかかわらず、早期に登録申請の可否をご検討いただければと存じます。結びに当たりまして、一般社団法人大森青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

大森税務署からのお知らせ

- 申告書作成会場への入場には、「当日の入場整理券」が必要です。令和4年分確定申告については、申告書作成会場の混雑回避のため、申告書作成会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「当日の入場整理券」が必要となります。当日の入場整理券は、当日、会場で入手するか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。(LINEアプリで、国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。)
- 税務署のパソコンでは、青色申告決算等のデータをe-Taxで送信することができないため、65万円の青色申告特別控除は受けられません。※池上会館での開設期間は、令和5年2月14日(火)～同年3月15日(水)です。